

# 惠那市重層的支援体制整備事業 実施計画（案）

令和6年2月

## 目 次

<b>第1章 計画概要</b> .....	1
1 目指すゴールは「地域共生社会づくり」 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定及び進行管理体制 .....	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点 .....	3
6 重層的支援が必要な背景 .....	4
7 福祉行政のこれまでとこれから .....	4
<b>第2章 移行準備の経過</b> .....	5
1 重層的支援体制整備事業の準備経過 .....	5
<b>第3章 事業計画</b> .....	6
1 取り組みの前提 .....	6
2 実施する事業 .....	7
（1） 包括的相談支援事業 .....	8
（2） 参加支援事業 .....	9
（3） 地域づくり事業 .....	10
（4） 多機関協働事業 .....	11
（5） アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 .....	12
3 支援会議と重層的支援会議 .....	13
（1） 支援会議 .....	13
（2） 重層的支援会議 .....	14
4 組織体制の確立と人材づくりの推進 .....	15
5 デジタル技術の可能性 .....	15

# 第1章 計画概要

## 1 目指すゴールは「地域共生社会づくり」

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年（2020年）法律第52号）に伴う社会福祉法（昭和26年（1951年）法律第45号）の改正により、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指し「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。

既存の取り組みを活かしつつ、介護、子育て、障がい、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでの準備事業の成果を踏まえ、令和6年4月から本格実施するものです。

### ■地域共生社会とは

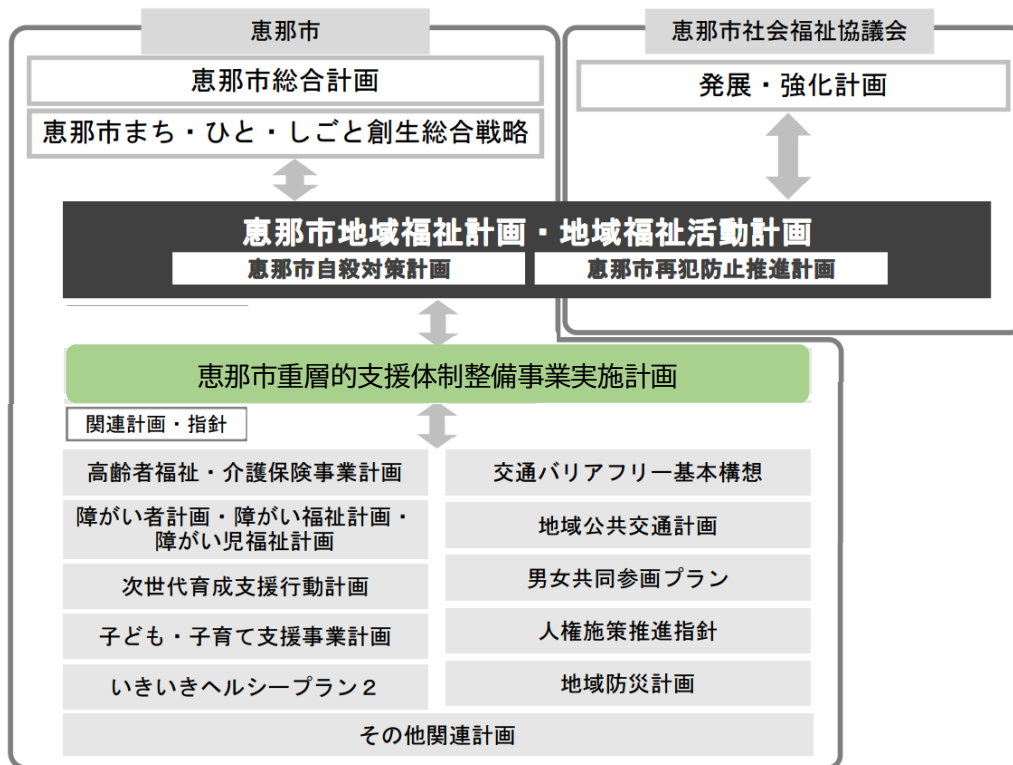
◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について

## 2 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5に規定する実施計画として、「第4次恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を補完する計画に位置づけ、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「第4次障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「第2期子ども・子育て支援事業計画」等の計画との整合を図ります。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第4次恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と計画終期を合わせるため、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

## 4 計画の策定及び進行管理体制

社会福祉課が事務局となり、ミーティングメンバー会議・部課長会議での検討を経て、恵那市地域福祉計画推進委員会に助言を求めるなど、PDCAサイクルによる見直し・進行管理を行います。

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として SDGs が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットから構成されています。

本市は、内閣府から SDGs 達成に向けた取組を先導的に進めて行く自治体「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」として選定されています。本計画の推進にあたっては、SDGs の趣旨を踏まえて事業を展開します。

### ■SDGs のアイコン



## 6 重層的支援が必要な背景

世帯の中で課題が複雑化・複合化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時には排除）しているケースなどを確実に支援につなげ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援に必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う必要があります。

### ■できていること

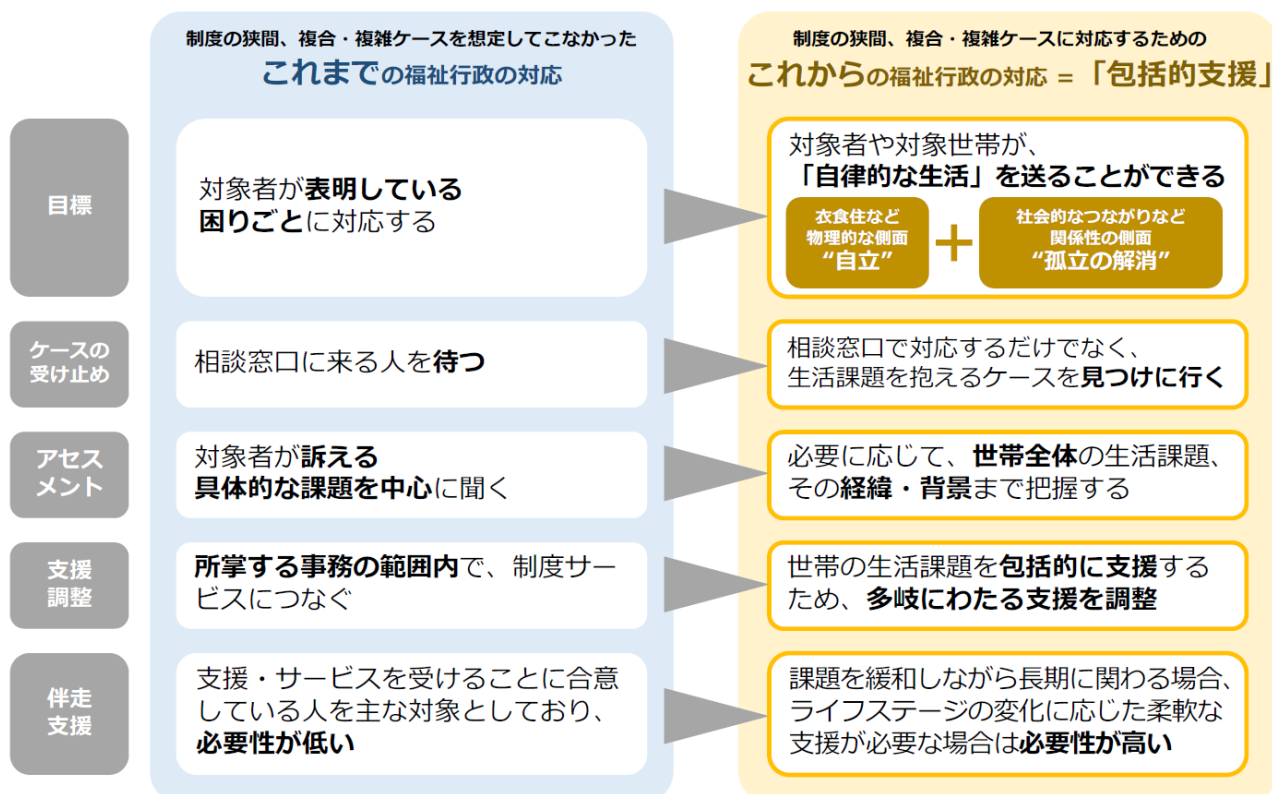
- ・相談先がわかっている課題（例）介護、子育て、障害、生活困窮など
- ・自ら相談に行ける（例）総合相談窓口、民生児童委員

### ■できていないこと

- ・世帯の複合課題（例）8050問題、ダブルケア
- ・制度の狭間（例）ひきこもり、依存症
- ・自ら相談に行けない（例）孤立、見ないふり（地域力脆弱）

## 7 福祉行政のこれまでとこれから

生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政においては「包括的支援」を実現することが求められています。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック

## 第2章 移行準備の経過

### 1 重層的支援体制整備事業の準備経過

恵那市では重層的支援体制整備事業の実施にあたり、令和3年度から令和5年度までの3年間、福祉連携会議・福祉勉強会・各種モデル事業・庁内の調整などの移行準備事業を実施し、それらの成果検証を踏まえ、令和6年度から本格的に事業を開始します。

#### ■経過

年月	内容
令和2年4月	断らない相談窓口として社会福祉課内に「恵那市総合相談窓口」を開設 複合課題ケースに対する多機関による福祉連携会議の毎月開催
令和2年9月	支援者同士の顔が見える研修機会の創出として「福祉勉強会」を毎月開催
令和3年4月	重層的支援体制整備移行準備事業（委託）を開始 若者就労相談事業（委託）を開始
令和3年6月	参加支援モデル事業として居場所を設置 アドバイザー支援の受け入れ開始
令和4年4月	アウトリーチ支援事業（委託）を開始
令和4年5月	重層的支援体制整備事業実施計画（素案）の検討開始 市・社協との幹部ミーティングを毎月開催
令和4年10月	市議会市民福祉委員会とともに福井県坂井市の取り組みを視察
令和4年12月	市ミーティングメンバー会議（係長クラス）を毎月開催
令和5年4月	ひきこもり支援ステーション（委託）を設置
令和5年7月	市関係部課長会議を随時開催 13地区の地域福祉懇談会で重層的支援体制整備について説明 市議会市民福祉委員会とともに大阪府八尾市の取り組みを視察
令和5年9月	市・社協・アドバイザーによる重層事業仕様内容の協議開始
令和5年12月	社協による先進社協（関市・豊田市）視察
令和6年1月	恵那市地域福祉計画推進委員会で計画案協議
令和6年2月	重層的支援体制整備事業実施計画（案）のパブリックコメント
令和6年3月	重層的支援体制整備事業実施計画策定

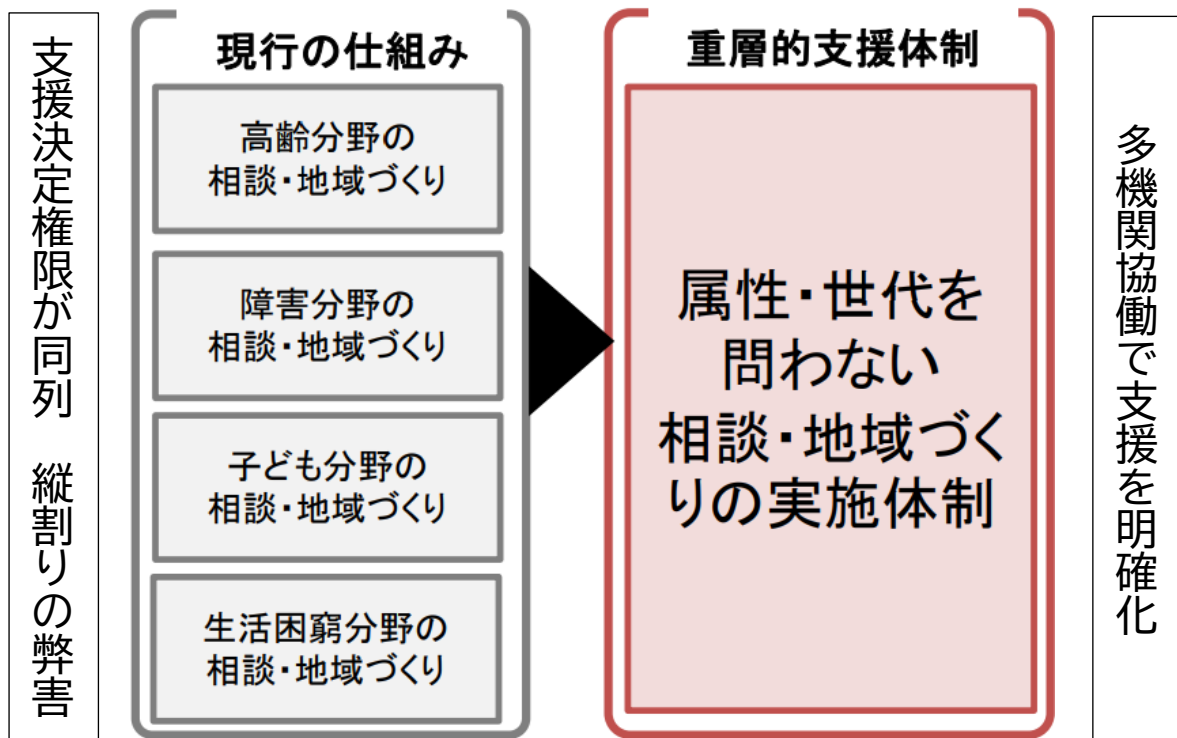
# 第3章 事業計画

## 1 取り組みの前提

支援現場における難しさの一つに「縦割り」があります。分野別や予算があり、縦割りが複合化・複雑化した課題を抱える支援が難しくなっている側面があります。

こうした縦割りの壁を低くして、お互いの顔の見える関係を築くことで連携コストを引き下げ、マネジメント機能のある相談窓口の重層化に向けた取り組みとしていきます。

**縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる**



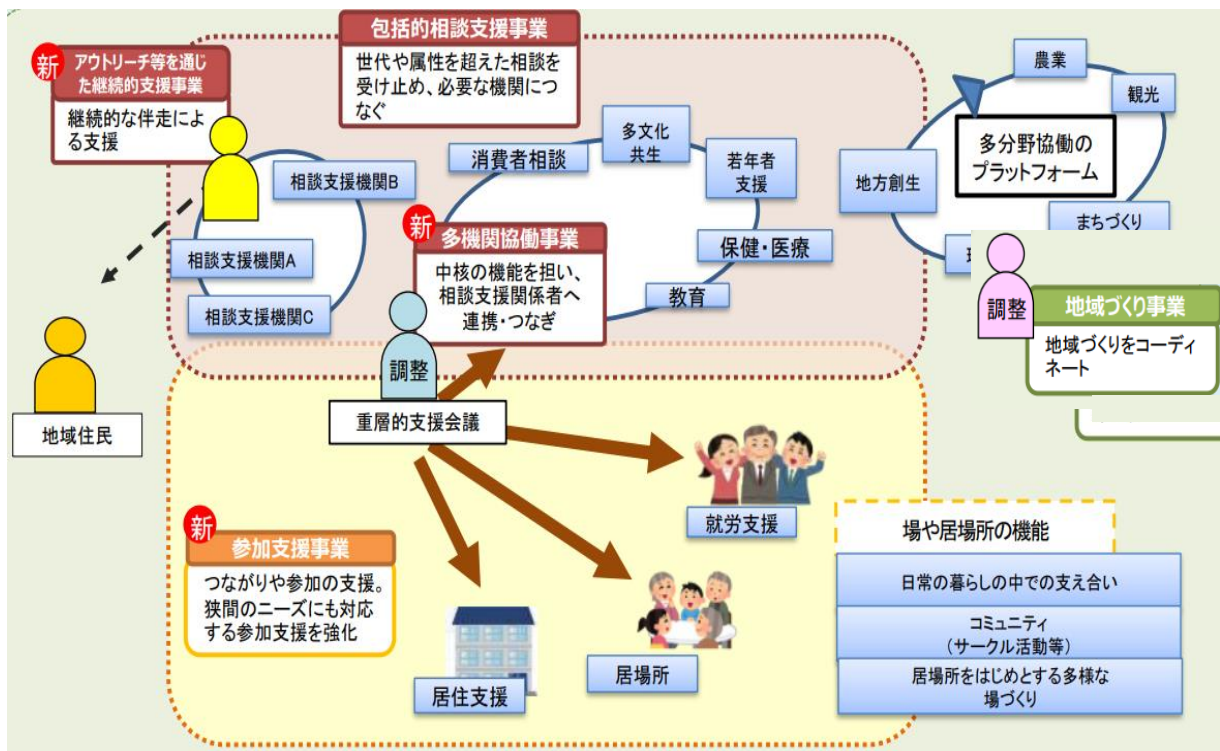


## 2 実施する事業

社会福祉法第106条の4第2項各号に規定する事業を実施します。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業 【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について

## (1) 包括的相談支援事業



相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。さらに複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。従来の分野ごとの主体（相談窓口）を維持しつつ、必要に応じて適切な相談支援機関につなぐ「基本型」を採用します。

### ■包括的相談支援事業（継続事業拡充）

事業	分野	内容	実施体制
地域包括支援センター事業	介護	高齢者に対し、総合相談支援、包括的継続的ケアマネジメント、権利擁護等の支援を実施します。	高齢福祉課（直営） 恵那・恵南 包括支援センター
基幹相談支援センター事業	障害	障がい者等に対し、障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行います。	社会福祉課（委託） 恵那たんぽぽ 地域療育支援センター
充実 こども家庭 センター事業	子育て	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行い、母子保健、児童福祉両部門の連携、協働を深め、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。	子育て支援課（直営） えなっ宝 ほっとステーション
生活・就労サポートセンター事業	生活困窮	生活困窮者に対し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、相談を受け付けます。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会
福祉総合相談事業	全て	高齢、子育て、障がい、生活困窮等、属性を問わずすべての相談に対応し、各相談支援機関へ確実につなげます。	社会福祉課（直営） 福祉総合相談窓口
福祉なんでも相談事業	全て	地域の身近な相談窓口として、生活の中のさまざまな問題や悩みごとなどの相談に応じています。	社協（直営） 福祉なんでも相談

## (2) 参加支援事業



高齢・障がい・子育て・生活困窮・総合相談の各相談窓口及び社協が相談者の困りごとや課題などを的確に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行います。また、既存の支援事業で対応できない場合は必要なメニューが創出される体制を整備します。

### ■参加支援事業（新規事業）

事業	分野	内容	実施体制
新規参加支援事業	全て	狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域社会資源とのマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行います。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会
新規個別支援型参加支援事業	全て	課題を抱える当事者の事例に合わせて、その課題を解決しうる地域資源につないだり、新たな居場所を作ります。	社会福祉課（直営/委託） 恵那市社会福祉協議会

### ■関連事業

事業	分野	内容	実施体制
若者サポートステーション事業	生活困窮	働くことに踏み出したい若者と向き合い、就労・定着するまでをサポートします。	岐阜県、社会福祉課（委託） NPO法人 ICDS
ひきこもり支援ステーション事業	生活困窮	ひきこもりに特化した相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを行います。	社会福祉課（委託） NPO法人くわのみ

### (3) 地域づくり事業



高齢・障がい・子育て・生活困窮など地域づくりに関する従来の事業や取り組みを生かしながら、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせて地域内で必要な支援が受けられる環境を整備します。また、有償ボランティア型の事業実施などの手法を検討していきます。

#### ■地域づくり事業（継続事業拡充）

事業	分野	内容	実施体制
地域介護予防活動支援事業	介護	介護予防リーダーが地域の高齢者が利用しやすい集いの場を立ち上げるための支援を行います。	高齢福祉課（直営） 高齢者サロン他
生活支援体制整備事業	介護	第1層・第2層協議体を設置し、住民主体で包括的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築します。	高齢福祉課（直営/委託） 自治区ケア会議、 生活支援コーディネーター
地域活動支援センター事業	障害	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	社会福祉課（委託） ホーリークロスセンター
子育て支援拠点事業	子育て	子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整えるため、いつでも気軽に寄れる親子の交流の場としての子育て支援拠点を開設します。	子育て支援課（直営） こども元気プラザ 8子育て支援センター
共助の基盤づくり事業	生活困窮	ニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行います。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会
充実 地域の支え合い 活動応援事業	全 て	「無理のない持続可能な仕組み」の構築を図るため、「ちょいボラ」活動に応じた有償支援を検討します。	高齢福祉課（直営） 自治区交付金の検討
充実 地区担当制の見直しと地区担当会議	全 て	単位民児協、地域福祉懇談会、自治区ケア会議など地域づくりに向けた地区担当を市職員で配置します。	社会福祉課（直営） 13地区担当会議

## (4) 多機関協働事業



複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割も担います。

### ■多機関協働事業（新規事業）

事業	分野	内容	実施体制
支援会議 (福祉連携会議) ※本人同意不要	全 て	地域で困りごとを抱えているが、相談までつながっていないケースの情報共有を行い、支援方針を共有するための会議を開催します。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会
新規 重層的支援会議 (プラン決定) ※本人同意要	全 て	支援会議で話し合ったケースの支援プランの適切性の協議、終結時等の評価を行います。また、社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討を合わせて行います。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会
顔の見える 福祉勉強会	全 て	多職種の専門職が勉強会を通して互いに「顔の見える関係」を作り、スキルアップを図ります。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会 臼井福祉総合研究所
庁内検討会議	全 て	ミーティングメンバー会議（係長級）、部課長会議を随時開催し、事業の推進に関する各種調整を行います。	社会福祉課（直営） 医療福祉部各課
市福祉部局と社協との定例ミーティング	全 て	市福祉部局と受託者である社協との間で、幹部クラス・担当クラスの定期ミーティングにて情報共有・意見交換・事業研究を行います。	社会福祉課（直営） 医療福祉部各課

## (5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業



必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域の関係者との連携を通じた情報収集を行い、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりを行い、必要な支援につなげます。

### ■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規事業）

事業	分野	内容	実施体制
新規 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全て	社協が持っている地域とのつながりや強みを活かし、潜在的ニーズの把握や支援のつなぎを届ける伴走型の支援を行います。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会

### ■関連事業

事業	分野	内容	実施体制
生活困窮者へのアウトリーチによる自立相談支援強化事業	生活困窮	社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする生活困窮者に対し、アウトリーチ支援により自立支援を強化します。	社会福祉課（委託） セカンドベース東濃

### 3 支援会議と重層的支援会議

#### (1) 支援会議

##### ■随時開催

気になる事例の情報共有、見守りと支援方針の理解、緊急対応など

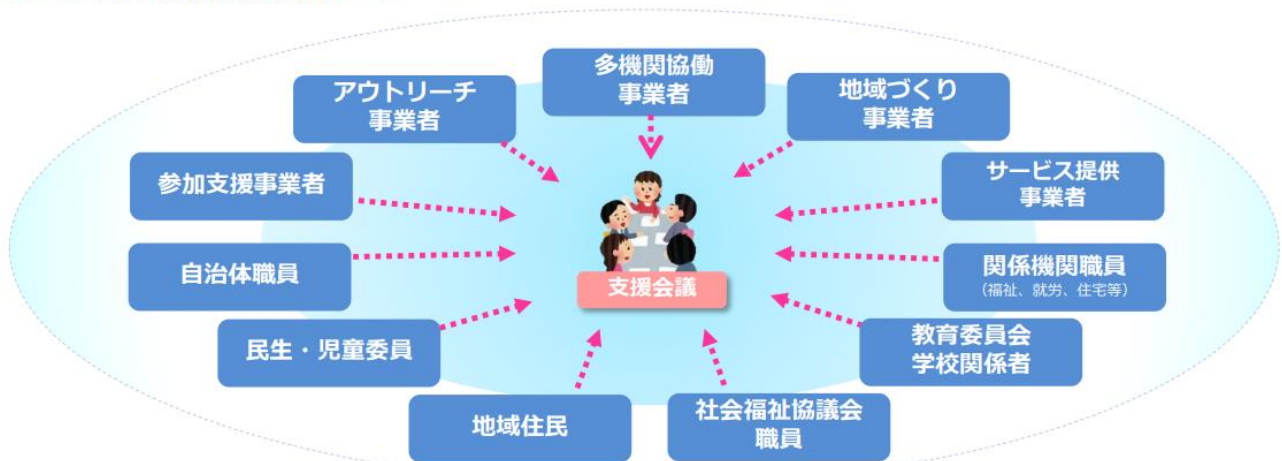
##### 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援が届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

##### ■役割分担

機関調整・開催案内は社会福祉課  
会議進行管理は社会福祉協議会（多機関協働）

（参考）支援会議の構成員のイメージ



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー

## (2) 重層的支援会議

### ■定期開催（毎月1回）

プラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時など

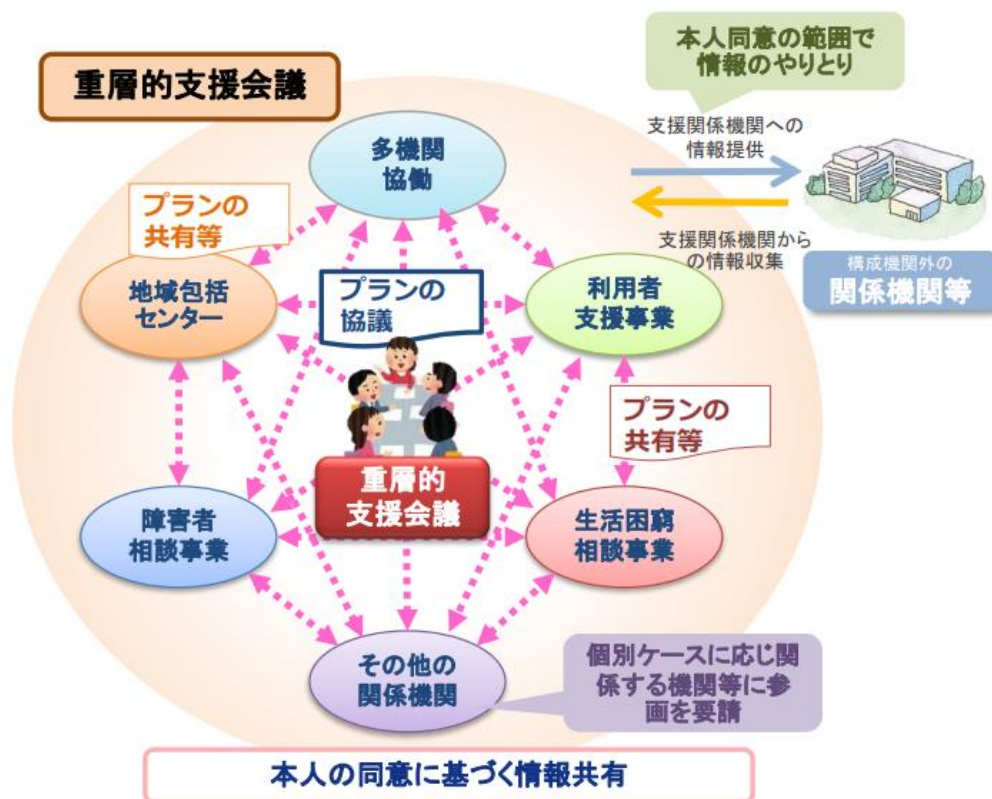
#### 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

### ■役割分担

機関調整・開催案内は社会福祉課

会議進行管理は社会福祉協議会（多機関協働）



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）



## 4 組織体制の確立と人材づくりの推進

---

本計画に基づく事業を実施するにあたり、単独では対応が難しいケースに対し、各分野が本来の機能を発揮し、地域づくりの活動や地域における社会資源とも関わりながら「チーム」として支援していく組織体制の確立を進めるとともに、福祉の専門職をはじめ、地域の担い手など、あらゆる分野における福祉の人材づくりを推進します。

## 5 デジタル技術の可能性

---

本計画に基づく事業を実施するにあたり、より高いサービス、より効率的な事業実施を行うために、デジタル技術を積極的に活用するものとします。

### ■福祉現場における課題

包括的相談支援では、複雑なケースが増加する中「相談記録作業量」「関係機関との共有が不十分」など、経験豊富な職員への過度な負担がかかっており、地域づくりでは、地域の担い手が不足する中、安否確認など高齢者の孤立化が進んでいます。

### ■デジタル技術の効果

包括的相談支援では、会話の自動テキスト化（文字起こし）、相談記録票作成サポート機能、クラウドによる記録票共有などにより相談業務の省力化が、地域づくりではスマートスピーカーを活用した見守りなどが期待されます。



多様なデバイス活用



クラウドサービス



スマートスピーカー